2　前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の二日前までに植物防疫官に別記様式第四号による検査申請書を提出しなければならない。

3　植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

4　第一項の検査の結果、当該移動制限植物等についてジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認めたときは、植物防疫官は、第二項の規定により検査を申請した者に対し、別記様式第五号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第六条　前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第六号による申請書を提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限植物等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第七号による許可証明書を交付するものとする。

3　前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限植物等に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

第七条　防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月二十三日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、**鱒**浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

別記様式第一号（第４条第１項関係）

作付禁止植物作付許可申請書

下記のとおり作付けをしたいので許可願いたく・・・・・・・植物防疫所を経由して申請します。

住　所
職　業
氏　名　　㊞

年　月　日

農林水産大臣　　殿

植物等の普通名称及び学名	
栽　培　面　積	
栽　培　の　目　的	
ほ　場　の　住　所	
栽　培　中　の　管　理　方　法	
栽培中の管理責任者の住所・氏名・職業	
栽培期間及び栽培後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

備考　１　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

２　ほ場の所在地が分かる地図等を別途添付すること。

別記様式第二号（第４条第２項関係）

第　　号
年　月　日

作付禁止植物作付許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・は、「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令」第３条第２号の許可を得たものであることを証明する。

普　通　名　称　及　び　学　名	
栽　培　面　積	
許　可　申　請　者　の　住　所　及　び　氏　名	
ほ　場　の　住　所	
栽培中の管理責任者の住所及び氏名	

備考　作付けを許可するほ場の所在地が分かる地図等を別途添付する。